

環環環対第1619号
令和2年6月18日

さいたま市長 清水 勇人 様
(病院施設管理課)

さいたま市長 清水 勇人



意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第39条第1項の規定により、さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その1）について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 大気質

工事に伴う降下ばいじん量の予測について、以降の事後調査書では、よりわかりやすい記載をすることがよい。

2 植物

- (1) カワヂシャ、フジバカマ及びシュンランについては、以降の事後調査書において、評価書で確認されている分布地での確認調査を実施すること。
- (2) イヌシデなどの樹木の伐採に対する代償措置は、土壤環境や林床環境だけでなく、景観にも留意した上で、既存緑地との連続性を考慮し実施すること。
- (3) 保全すべき種であるシュンランの生育状況を指標とし、分布確認を内容とするモニタリング調査を実施するとよい。これにより、本館・別館の大規模な掘削において、植物等の生育・生息環境の

日照・水分条件への影響が回避・低減されていたことを確認する
ことができる。

3 電波障害

ケーブルテレビへの受信状況について、切替対象世帯からの意見
などがあれば、適切に対処し、その状況を以降の事後調査書に記載
するとよい。

4 地域交通

公共交通機関への影響を生じさせないための環境保全措置につい
て、搬入車両の運行管理及び工事関係者への公共交通機関利用促進
指導を継続するとともに、状況を以降の事後調査書によりわかりや
すく記載すること。